

被扶養者認定基準詳細

（１）収入のある者についての認定基準

- ① ６０歳未満 … 年収１３０万円未満
- ② ①のうち、１９歳以上２３歳未満（被保険者の配偶者を除く）… 年収１５０万円未満
- ③ ６０歳以上または障害年金受給者 … 年収１８０万円未満
- ④ １週間の所定労働時間および１ヶ月の所定労働日数が、当該事業所で働く正社員の４分の３未満

※「年間」とは、直近の収入金額からこの先の「予測値」で算出します。

税法上の扶養者になる１月から１２月の範囲ではありませんので、年間調整の考え方もありません。

〔計算式〕

年間収入額 ＝ 直近の給与明細３か月分の平均 × １２ヶ月

※認定期間中のどの部分を計算しても、上記金額を超えないこと。また、賞与がある場合は、その金額も算入します。

（２）被扶養者認定後の資格確認について

被扶養者認定後、引き続き被扶養者として適正かどうかを法に基づいて調査を行います。（年に１回）

その結果、被扶養者として該当しなかった場合は、被扶養者資格を喪失することになり、医療費を返還頂くことがありますので、認定基準を正しく守って頂きますようお願いいたします。

（３）被扶養者認定日について

小島健康保険組合では、被扶養者を有するに至った日から１ヶ月以内に申請を行い、その証明書類を添付して頂ける場合は、遡って被扶養者認定を行っております。

ただし、１ヶ月以上経過した場合の被扶養者認定日は小島健康保険組合に書類が届いた日（受付日）となります。

※子の出生の場合は除く

(4) 収入の考え方

収入がある方の被扶養者認定については、住民税の課税・非課税を問わず、恒常的な「収入」全てが該当します。

(所得金額ではありません。)

※一時的収入は、被扶養者認定の際の収入とみなしません。

収入となるもの	収入にならないもの
① 給与収入	① 厚生年金基金、企業年金基金等の一時金
② 賞与	② 退職金
③ 利子収入	③ 宝くじ
④ 株式配当及び、その他運用収入	④ 株等の売却益
⑤ 各種年金	⑤ 遺産相続や贈与による収入
⑥ 雇用保険失業給付	⑥ 生命保険等の満期一時金
⑦ 傷病手当金	⑦ 雇用保険の再就職手当 など
⑧ 出産手当金	
⑨ 不動産収入 など	

個人事業主の方

個人事業主として働いている場合、年間収入金額が130万円未満の場合は、前年の年間収入（1月～12月）で判断し、認定します。

年間収入 ＝ 年間売り上げ － 事業の為に直接的必要経費

〔留意事項〕

※間接的必要経費は収入に含まれます。

※個人事業主としての収入と給与収入がある場合は、これを合算して計算します。

※個人事業主として、従業員の雇用があり給与賃金が計上されている場合は、被扶養者として認められません。

(5) 被扶養者を増やす場合に必要な書類

・ 健康保険被扶養者異動届

※ 16 歳以上は、『扶養家族現況届』欄の記入が必要です。

・ 出生で申請する場合 → 母子手帳の出生届済証明ページのコピー、または住民票（※コピー可）

・ 配偶者（20 歳以上、60 歳未満）を申請する場合 → 『国民年金第 3 号被保険者関係届』

〔注意事項〕

次の方は被扶養者になることができません。

- ① 日本国内に住所を有さない方（※例外あり）
- ② 年間収入限度額を超える場合
- ③ 認定対象者の年間収入が上記の限度額以内であっても被保険者の収入の 2 分の 1 をを超える場合
- ④ 認定対象者が被保険者と別居していて、年間収入が上記の収入限度額以内であっても、被保険者からの仕送り額より多い場合

【扶養増に関する添付書類一覧】

申請理由	添付書類
出 生	母子手帳の出生届済証明ページのコピー、または住民票の写し
退 職	1. 資格喪失連絡票、資格喪失証明書等（退職日、資格喪失日が分かる書類） 2. 失業給付の受給資格がある場合 ① 受給しない ・・・ 離職票 1 及び 2 のコピー（後日提出可） ② 申請予定 ・・・ 離職票 1 及び 2 のコピー（後日提出可） ③ 申請中 ・・・ 受給資格者証の両面コピー（申請時に添付） ④ 受給期間延長 ・・・ 延長通知書のコピー（後日提出可）
婚 姻	1. 入籍日を認定日としたい場合 → 戸籍謄本等の入籍日が分かる書類 2. 上記以外の場合 → 健保受付日（入籍日以降）
被 保 険 者 取 得 (被保険者の取得と同時に扶養申請する場合)	1. 配偶者 ① 収入無し ・・・ 添付書類不要 ② 収入あり ・・・ ※B.収入別証明書類参照 2. 16 歳以上の子供 ① 学生 ・・・ 学生証のコピー（異動届に学校名・学年の記載があれば不要） ② 収入あり ・・・ ※B.収入別証明書類参照 3. 16 歳未満の子供 ・・・ 添付書類不要 4. 父母・祖父母・曾祖父母（別居の場合、仕送り等の証明が必要。※C.月当たり仕送り金額参照） ① 収入無し ・・・ 添付書類不要 ② 収入あり ・・・ ※B.収入別証明書類参照

【収入別証明書類】

収入の種類	詳 細	証 明 書 類
勤 労 収 入	パート・アルバイト・内職等	直近３ヶ月分の給与明細（写） 労働契約に関する証明書【小島健保様式】
各 種 年 金	国民年金・厚生年金・企業年金・自社年金・ 遺族年金・障害年金・個人年金・船員年金・ 石炭鉱業年金・恩給 等	直近の年金改定通知書（写） 直近の年金振込通知書（写）
利 子 配 当 収 入	預貯金・株取引 等	通帳の写し、もしくはその金額が証明出来るもの
不 動 産 収 入 賃 貸 料 収 入	土地・家屋・駐車場等の不動産賃貸収入	毎月の賃貸収入が分かる書類【振込通知書】（写）、 契約書（写）、もしくは確定申告書（写）
雇 用 保 険	基本手当（失業給付）	雇用保険受給資格者証のコピー
休 業 補 償	労災保険法の休業補償給付、健康保険法の傷病手当金 出産手当金	支払決定通知書（写）【日額が記載されているもの】

※上記以外で、健保が必要と判断した場合は別途追加書類をお願いする場合があります。

※書類をもって証明できない場合は、被扶養者となることが出来ませんので十分注意してください。

【月当たり仕送り金額】

区分	1 人	2 人
6 0 歳未満	6 0, 0 0 0 円を下限とし、申請扶養家族の 年収の 1 / 1 2 以上	それぞれを 6 0, 0 0 0 円を下限とし、申請扶養家族の 年収の 1 / 1 2 以上
6 0 歳以上		

被保険者は被扶養者となる方の年収以上の仕送り（下限 6 0, 0 0 0 円）を毎月継続して行う必要があります。

⇒ 手渡し不可。必ず被扶養者名義の通帳口座に送金することが必要です。

扶養申請する際に、直近３ヶ月分の送金の証明の提出が必要です。

【国内居住要件の例外】

番号	要件
①	外国において留学をする学生
②	外国に赴任する被保険者に同行する者
③	観光、保養又はボランティア活動その他、就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
④	被保険者が外国に赴任している間に、当該被保険者との身分関係が生じた者であり、②と同等と認められる者
⑤	①～④に掲げるものの他、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者 【具体例】留学等の理由で渡航する被扶養者の海外在住中に生まれた子供等

（６）被扶養者を減らす場合に必要な書類

・健康保険被扶養者異動届

※『扶養家族現況届』欄の記入は不要です。

・配偶者（２０歳以上、６０歳未満）を申請する場合、減らす理由が収入増加または離婚の場合は『国民年金第３号被保険者関係届』が必要です。

【扶養減に関する添付書類一覧】

申請理由	添付書類
就 職	就職先の資格情報のお知らせのコピー
収 入 増 (パート・アルバイト等)	直近３ヶ月分の給与明細のコピー
婚 姻	１．当健保脱退後、相手の扶養に入る場合 ⇒ 戸籍謄本等の入籍日が分かる書類 ２．相手方の健保に加入後、当健保を外れる場合 ⇒ 相手方資格情報のお知らせのコピー
離 姻	１．配偶者が外れる場合 ⇒ 添付書類不要（離婚届が受理された日が削除日となります。） ２．子が外れる場合 ⇒ 離婚受理証明書、戸籍謄本、家庭裁判所の証明等
死 亡	死亡診断書のコピー
失業給付受給	雇用保険受給資格者証の両面コピー
後期高齢者医療制度へ加入	添付書類不要（７５歳の誕生日が削除日となります。）